

「八代っ子クラブ」活動指針

平成27年3月26日に熊本県教育委員会から出された「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」に基づき、本市でも小学校で行われていた運動部活動を社会体育へ移行することになった。平成27年10月2日に設置された「八代市立小学校運動部活動の社会体育移行に関する検討委員会」では、教育的意義が失われないために、移行後のクラブ運営の指針を策定することとした。この指針は、平成20年3月に八代市教育委員会及び氷川町教育委員会が作成した「はばたけ、八代っ子」を基に作成するもので、この指針に沿って活動するクラブを従前の民間クラブと区別するため、「八代っ子クラブ」と称することとする。「八代っ子クラブ」は、児童の健全育成を主たる目的とし、これまで学校を中心に行われてきた八代市の運動部活動の良さを残しつつ、地域が中心となって活動を行っていく八代方式の社会体育クラブである。これまでの教育的活動を継続して行っていくことを考慮し、学校施設の利用については特別の配慮を行うものとする。

1 指針策定にあたって

スポーツは、人類が生み出した世界共通の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものである。特に、心身の成長過程にある青少年期は、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。小学校期は、児童が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育む時期であり、勝利至上主義に陥ることなく児童の発育発達に応じた適切な運動部活動を行うことが何より大切である。

これまで、小学校運動部活動が児童の健全育成に貢献してきたことに鑑み、移行後の八代っ子クラブにおいても、教育的活動を継続させるための指針を策定し、これを遵守することは必要不可欠である。

2 八代っ子クラブ設置について

各学校区においては、各学校区協議会が地域の児童に対してスポーツ・文化活動による心身の健全育成を図る目的で、八代っ子クラブを設置することとする。ただし、児童数の減少や指導者不足の理由で、一つの校区だけでは八代っ子クラブの設置が困難な場合は、近隣校との連携・協力により、複数校区合同で、八代っ子クラブを運営することとする。その場合、次の点に留意する。

- ・競技力向上のみを目的としないこと。
- ・活動内容、活動場所、活動時間は、児童や保護者に過度の負担にならないこと。
- ・関係の各学校区協議会の承認のもとに行うこと。

3 指導方針について

八代っ子クラブの指導にあたっては、教育活動の一環であることを念頭に置き、運動に親しませ、運動する楽しさを味わわせることを目的とする活動であるため、次の事項に配慮する。

- (1) 児童が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという八代っ子クラブの基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、児童の主体性を尊重した運営に努める。
- (2) 活動の目的は、競技力志向や生涯スポーツ志向、健康保持増進志向など、多岐に渡っていることから、その多様性を十分踏まえるとともに、学年差や個人差など一人一人の実態に配慮した柔軟な運営を行う。

- (3) 児童の発育発達に配慮し、学習や趣味など、バランスのとれた学校生活やスポーツ障がい等を未然に防ぐ観点から、大会参加との関連を図りながら、適切な練習日数や時間を設定する。

4 活動対象学年

4年生以上を原則とする。ただし、種目及び地域の実態を踏まえて、他の学年の参加を認めることができるものとする。

5 指導者について

教育的活動として指導が行われるために、指導者については以下の条件を設ける。

- (1) 各校区協議会の代表が委嘱した者とする。
- (2) 委嘱期間は1年とする。委嘱期間であっても教育的活動から大きく逸脱するとき、その他指導者の責めに帰す事由により、委嘱を継続することが適当でないと認めるときは、委嘱期間内であっても解嘱できるものとする。
- (3) 指導者は、「八代っ子クラブ指導者講習会(仮称)」に参加するものとする。やむを得ない事情で参加できない場合は、それに替わる講習等を受けなければならない。

6 活動について

練習日、練習時間、練習試合、大会参加等については年度始めに、クラブごとに保護者会を開催し、説明を行う。年度途中に、変更が生じた場合は保護者会の承認を得る。

(1) 練習日

練習は練習試合や大会参加等を含め週4日以内とする。

(2) 練習時間

平日は2時間以内。土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間は3時間以内とし、児童の発達段階や健康状態等を十分考慮する。平日の練習時刻は、基本的生活習慣を乱さないよう19時までに終了することを基本とする。指導者の仕事の都合等で、練習時刻が後ろにずれる場合は、保護者会の了承を得ることとする。

(3) 練習試合

原則として、八代管内及び隣接市町村とする。

(4) 大会への参加

大会に参加するにあたっては、以下の点に留意する。

- ・児童や保護者の過度の負担とならないように、毎週のように練習試合や大会に参加することは避ける。
- ・大会へ参加する場合、大会参加計画を作成し、保護者、各学校区協議会へ事前に周知する。

(5) 活動を行わない日

児童の健全育成を行うため、以下の日は活動を行わないものとする。

- ・学校行事、PTA行事が行われる日は学校教育活動を優先し、活動を行わない。
- ・土・日の練習（練習試合、大会を含む）については、原則としていずれかを休みとする。
- ・試合や練習試合の翌日は十分な休養をとるため活動を行わない。
- ・毎月第一日曜日は「家庭の日」であるため、活動を行わない。